

杵築市都市公園条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後				改正前				
本則 略 別表第1・別表第2 略 別表第3（第10条関係）				本則 略 別表第1・別表第2 略 別表第3（第10条関係）				
	区分	単位	金額		区分	単位	金額	
条例第4条第1項各号に掲げる行為をする場合	行商、募金その他これに類する行為	1日につき	<u>110円</u>	行商、募金その他これに類する行為		1日につき	<u>108円</u>	
		1月につき	<u>2,750円</u>			1月につき	<u>2,700円</u>	
	業として写真又は映画を撮影すること。	常時写真機1台	1月につき	<u>2,750円</u>	業として写真又は映画を撮影すること。	常時写真機1台	1月につき	<u>2,700円</u>
			臨時写真機1台	<u>110円</u>			臨時写真機1台	<u>108円</u>
		1日につき		1日につき				
	興行	1平方メートル	<u>55円</u>	興行	1平方メートル	<u>54円</u>		
	競技会、展示会、博覧会、集会及び各種行為その他これらに類する催しのため都市公園の全部又は一部の独占利用	1平方メートル	1日につき	5円	競技会、展示会、博覧会、集会及び各種行為その他これらに類する催しのため都市公園の全部又は一部の独占利用	1平方メートル	1日につき	5円
公園施設を設置及び管理する場合	公園施設を設置する場合	1平方メートル	<u>220円</u>	公園施設を設置及び管理する場合	公園施設を設置する場合	1平方メートル	<u>216円</u>	
		1月につき				1月につき		
	公園施設を管理する場合	1箇所	<u>55,000円</u>		公園施設を管理する場合	1箇所	<u>54,000円</u>	
	1月につき				1月につき			
都市公園を	電柱 支柱、支線その他こ	1本	<u>55円</u>	都市公園を	電柱 支柱、支線その他こ	1本	<u>54円</u>	

改正後				改正前			
占有する場合	れらに類するもの	1月につき		占有する場合	れらに類するもの	1月につき	
	電線（架空線）その他これらに類するもの	1メートル	5円		電線（架空線）その他これらに類するもの	1メートル	5円
	変圧塔 その他これらに類するもの	1箇所 1月につき	55円		変圧塔 その他これらに類するもの	1箇所 1月につき	54円
	ガス管 水道管、下水管その他これらに類するもの	1メートル 1月につき	5円		ガス管 水道管、下水管その他これらに類するもの	1メートル 1月につき	5円
	郵便差出箱、公衆電話、警察署の派出所及びこれに附属する物件又は天体、気象若しくは土地観測施設	1平方メートル 1月につき	11円		郵便差出箱、公衆電話、警察署の派出所及びこれに附属する物件又は天体、気象若しくは土地観測施設	1平方メートル 1月につき	10円
	競技会、集会、展示会及び博覧会のための仮設工作物	1平方メートル 1月につき 1日につき	550円 22円		競技会、集会、展示会及び博覧会のための仮設工作物	1平方メートル 1月につき 1日につき	540円 21円
	標識	1個 1月につき	55円		標識	1個 1月につき	54円
	工事中板囲い、足場、詰所その他の工事中施設又は土石、竹木、瓦その他の工事中材料の置場	1平方メートル 1月につき	22円		工事中板囲い、足場、詰所その他の工事中施設又は土石、竹木、瓦その他の工事中材料の置場	1平方メートル 1月につき	21円
	その他物件工作物又は施設	1平方メートル 1日につき	22円		その他物件工作物又は施設	1平方メートル 1日につき	21円